

近畿地協が緊急対策会議

近畿地協では、4月1日に大阪で、湯浅・きのくに両組合の仲間を招いて緊急対策会議を開催しました。

その中でも、不当労働行為発言への厳重な抗議と湯浅の仲間の合併に対する不安の除去を労働組合として

湯浅信金では3月30日、全職員を集めた合併についての説明会の席上で、理事長が「湯浅信金の労働組合については全員、合併相手のきのくに信金のユニオンショップ協定の労働組合に入ってもらふことになる」などと不当労働行為発言を行いました。

早くも不当労働行為発言

きのくに信金には、企業内の従業員組合と少数ながら金融労連の近信労きのくに信金支部があり、湯浅信金には、金融労連加盟の統一組合があります。

ことを発表しました。

きのくに・湯浅信金が「対等合併」を発表

3月28日、和歌山県の「きのくに信金」と「湯浅信金」が来年1月をメドに「対等の立場で合併」することを発表しました。

本店所在地	きのくに信金	湯浅信金
和歌山市本町	和歌山県有田郡湯浅町	
預金量	7,904億円	416億円
融資量	3,383億円	101億円
自己資本比率	14.39%	8.73%
会員数	45,192人	5,410人
役職員数	788人	71人
店舗数	47店	6店

(※2006年3月末、店舗数のみ2007年3月末)

理事長が謝罪

4月4日に28名の仲間を集めて行われた湯浅信金労組臨時大会では、執行部から「不当労働行為発言に対して労組から抗議をしたこと、理事長が謝罪した」と報告されました。

春闘要求を決めるこの臨時大会では、「合併で通勤で

重視していくことが確認されました。

湯浅信金労組の合併に関する要求

- 1) 合併については、全職員の雇用を引き継ぐこと
- 2) 合併に伴う労働条件の変更については、事前に労働組合と協議し、合意のうえ実施すること
- 3) 自宅から通勤困難となるような遠距離離職転任が行わないこと
- 4) 出身金庫による差別的処遇を行わないこと
- 5) 合併後3年間は「人事交流」と称して人事異動を実施しないこと
- 6) 合併に伴う店舗配置については、「対等合併」の趣旨を尊重し、顧客サービスの低下につながるような一方的統廃合を行わないこと
- 7) 合併を口実に労働組合に対する支配介入(不当労働行為)を一切行うことなく、労働者の団結の自由を最大限保障すること

金融労連本部からも激励

この大会には、金融労連本部から田畑書記長が参加し「地元の利用者にとって湯浅信金の皆さんが新しい信金で笑顔で働き続けることが何よりのサービス。合併によつて首が切られることは絶対にない。皆さんの

きないところへ転勤させられないか」「退職金はどうなるのか」「仕事のさせられ方はどうなるのか」等々、合併に対する不安を中心に多くの仲間から意見が出されました。

執行部からも「合併後の労働条件などについては、まだ経営者も何もわからない状況」と報告がありました。

不安を出し合い、労働組合の要求として、実現させていくことが大切。湯浅の仲間の後ろには全国の仲間の大きな支えがあることを忘れないで自信を持つてほしい。合併に関して金融労連は数多くの経験を教訓に皆さんをガッツリ応援していく」と激励しました。

最後に07春闘要求に「合併に関する要求」も加えて、全員一致でスト権を確立しました。

参加者からは「今日の話を職場で参加していない人たちにも伝えたい」「上部団体からも参加してもらつて元気が出た」「このような話し合いの場をこれからもつとめてほしい」という声

が相次いで出されました。

発行人
金融労連近畿地協
事務局長 福井悦雄

No.2

2007・4・6

あれから5年 元・不動産信金従組4名が新たなスタート

西角さんは、今年3月の契約期間満了を控え、近畿の仲間の紹介で不動産管理会社への就職が決まり、大阪府信用金庫協会を2月で退職し、近信労大阪府信用金庫協会支部は消滅しますが、引き続き金融労連近信労直属支部の組合員として、これまでの支援に少しでも恩返しのできたらと決意しています。

雇用期限切れを待たず、何とか全員新たなスタートを切ることができました。

争議中、また解決後も全国の皆さんから、一方ならぬ支援を頂き、ありがたござ

現在、大平さんは法律事務所で相互信金出資金返還訴訟などの事務局として奮闘し、和泉さんは父親の介護で故郷の島根県に帰り、中林さんは定年退職となりましたが、あらたな分野でがんばっています。

大平さんは2年間の労組専従、和泉さんは5年間大阪府信用金庫健康保険組合、中林さんは定年までの2年間日本中小企業福祉事業財団(日本フルバジツ)、西角さんは5年間信金中央金庫神戸センターに、それぞれ出向として勤務してきました。

2002年3月25日、大阪地裁において不動産信金争議の和解が成立し、大平敏明・和泉昭男・中林昭一・西角隆の4名が5年間の有期契約という形で大阪府信用金庫協会に雇用されました。



(元不動産信金従組有志より)

この闘いによつて、その後雇用ゼロの事業譲渡は二度と行われず、さらに合併方式による再編に変化し、多くの労働者の雇用が確保されるようになりました。私たち不動産の仲間の闘いが、いつまでも金融の仲間の心の片隅に刻まれることが、何よりの喜びです。

不動産信金闘争は、地域金融機関の再編の嵐の中で、事業破綻を利用して、170人全員解雇、譲渡金融機関への再雇用ゼロという異常なスキームの強行に対して45名の組合員が立ち上がり、同信金玉造支店(RCCへ移管)を闘争本部として確保し、24時間体制で全国の仲間の支援を受けながら闘った2年半にわたる壮絶な闘争でした。

聞いて呆れる人事考課

「事実誤認に基づく考課結果であっても
撤回しない」(のぞみ信組)

3月27日、無責任な人事考課によって、組合員の賃金カットが強行されている問題で、近信労とのぞみ信組との第3回団体交渉が行われました。

恐るべきルールな

コンプラ感覚

この日の交渉では「顧客に普通預金払戻請求書の日付欄に日付を記入させず、窓口係が日付印を押して処理している事務処理の実態」について、「コンプラ違反ではなく、信用組合ではよくあること」と開き直ったうえで、「日付を記入するよう毎木(近信労組合員)さんが言うと、お客さんがムツとしていた」などと人事部のヒアリングで証言した上司の言い分をそのまま回答。毎木さんはこれまでの職場でも「最初は嫌な顔をされることがあっても、誠意をもって説明すれば必ずお客さんはわかってくれてました。間違った事務処理をお客さんのせいにして改善しないほうがおかしいのでは」と話しています。

実際には顧客から苦情も寄せられていないにもかかわらず「支店の運営としては、上司の対応(日付欄記入を顧客に指導しなかった)が正しい」などと信じられない答弁を行いました。

別の信組の現場で勤務している近信労伊藤委員長からも「信用組合ではよくあることなどと言うのは、まさに事務処理をしている信組の人たちに対して失礼ではないか!」と一喝される一幕もありました。

交渉の中で、経営側もようやく「不正常な事務処理に対する毎木さんの指摘は正しいし、高く評価している。そのことを逆恨みして評価したものではない」と回答したため、労組側は「逆恨みして考課したのではない」と言うのなら、高く評価しているはずの人に対して、ごくわずかのみにしか適用されないはずの平均以下の査定を適用した理由はいったい何か」と追及。

経営側からの回答は、

①複数の顧客に同時に対応しなかった
②長時間の私用電話
③来店客に対するあいさつがきちんとできていない
という3点でした。

このうち、②と③については、これまで毎木さん本人にも労働組合に対しても一切説明されていなかった内容です。

①については、既に廃店が決まって、来店客が少なかった庄内支店で、何回もそういう顧客接遇があった

とは考えられず、逆に労組側から「いつもヒマそうにしている上司がその状況を黙って見ているのではなく、窓口に出て行って何故対応しなかったのか」と管理職に対する批判が集中しました。毎木さん本人も「そういうことは一度だけあった」ことは認めましたが、経営側は、まるで自分がその場で直接見ていたかのように「何回もあった」と強弁するなど、およそ人事考課の結果が正しかったのかを検証する姿とは程遠いものでした。

さらに②と③については、本人に一度も注意さえなされず、この日初めて持ち出してきた説明でした。



事実誤認を認めても「結果は同じ」デタラメぶり

あまりにも卑劣なやり方に毎木さんも怒りに震え、「私用電話をかけたことなど一度もない」と強く抗議しました。

この件に関しては、北野専務も塩見部長も「私用電話ということまでは確認で

近信労が組織加入した労働共済「慶弔Ⅱ型」

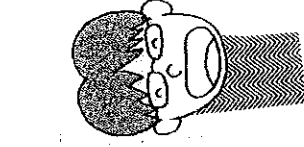
■月額掛金1口100円 ■加入最高限度10口
■加入年齢70歳未満 ■給付内容(1口あたり)

死亡弔慰金	組合員本人	病氣死亡 不慮の事故死亡 同一生計関係者	30,000円 40,000円 20,000円 10,000円 3,000円
住宅災害見舞金	配偶者 子 親	全焼・全壊 半焼・半壊 一部焼・一部壊 全壊・流出 半壊 一部壊 床上浸水	100,000円 90,000円以内 30,000円以内 30,000円 15,000円以内 3,000円以内 3,000円 10,000円
重度障害見舞金	親族の死亡	—	30,000円
傷病見舞金	休業継続	14日以上 30日以上 90日以上	2,000円 4,000円 8,000円
お祝い金	結婚 子の出生 子の入学	—	8,000円 3,000円 2,000円
退職慰労金	—	—	2,000円

近信労全組合員が労働共済に加入

「喜びも悲しみもみんなで分かち合えれば」と近畿信金信組労組(近信労)では、金融労連近畿地協の先陣をきつてのぞみ信組支部・摂津水都信金支部・成協信組支部・大阪市信金支部・きのくに信金支部・京都北都管理職支部・直属支部の7支部31名全員が3月から労働共済に組織加入しました。

掛け金は月百円ですが、当



面は現行の組合費の中から負担していくことにしています。今回の組織加入は「慶弔Ⅱ型」(給付金額は別表ですが、組織共済の加入によって、それぞれの組合員個人が、現在加入されている生命保険や自

理由も説明できないまま、首を横に振るばかり。

あまりにもお粗末な基準での人事考課に労組側もあきれられるばかりで、次回団体交渉での誠意ある回答を改めて要求して、この日の団体交渉を打ち切りました。

組合費の真の還元

最近「組合費の値下げ」や「組合費の還元」を求める声が聞かれる中で、労働組合が豪華な旅行やイベントを実施したり、誕生日にプレゼントを贈ったりして対応しているところもあるようですが、「組合員の生活をガツンと支える」という労働組合本来の役割を考えた時、この労働共済こそが組合費の本当の還元ではないでしょうか。

この労働共済は、テレビなどマスメディアでの高額の広告料や利益計上を必要としない「労働者の助け合い制度」で、ナショナルセンター全労連に加盟している金融労連傘下の労働組合から実現できたものです。労働組合に対しても毎年一定割合の還元金が支給されるダブル・トリプル

のメリットを有する制度です。

(近信労発)